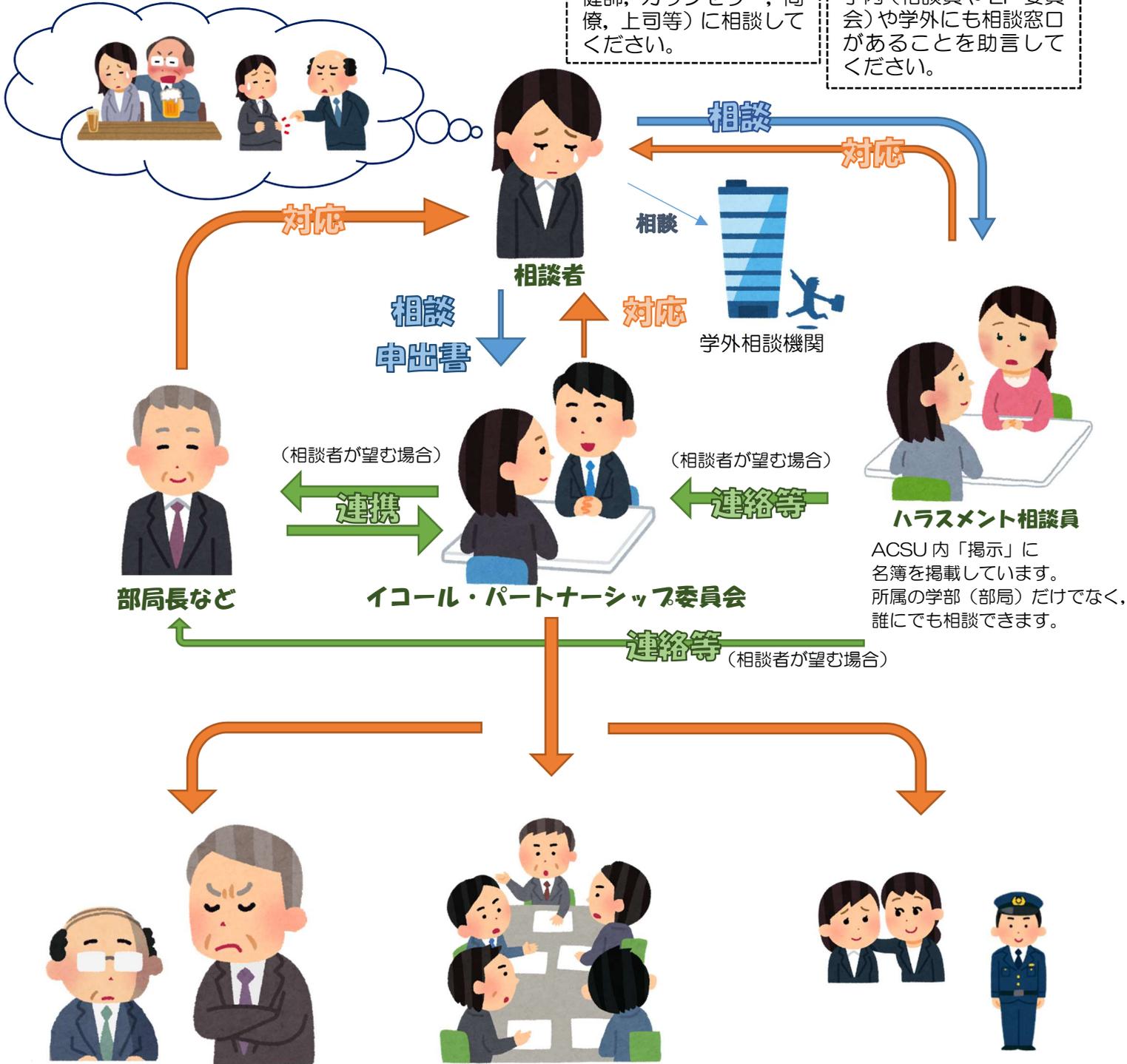


# ハラスメントの対応の流れ

初発の相談は相談員に限っていません。相談したい人（友人、教員、保健師、カウンセラー、同僚、上司等）に相談してください。

もし、相談を受けた場合は、まず話を聞いて、対応方法の概略を説明し、学内（相談員やEP委員会）や学外にも相談窓口があることを助言してください。



**行為者への申し入れ  
(部局長等による行為者への対処)**  
ハラスメント（と感じる行為）をやめてほしいなど、相手（行為者）に事態の解消を依頼するものです。

**ハラスメント相談調査対策委員会**  
事実関係の確認、対応などを行います。調査対策委員会には懲戒権限がないため、懲戒相当と判断した場合には学長に具申します。

**その他の適切な対応**  
「申し入れ」、「調査対策委員会の設置」以外の事態解消のための適切な対応をします。